

特定空家等に対する空家特措法等に基づく命令の実施

京都市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という。) 及び「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」(以下「条例」という。) に基づき、管理不全状態にある空家等の所有者等に対して、必要な措置をとるよう指導等を実施しています。

下記の空家等は、管理不全状態が進行しており、周辺住民や通行人に危害を及ぼすおそれがあるため、所有者に対して、法第 22 条第 1 項の規定に基づく指導及び同条第 2 項の規定に基づく勧告を行ってきましたが、現在に至っても必要な措置がなされていません。

したがって、本日、当該空家等の所有者に対して、法第 22 条第 3 項の規定に基づき命令を行いました。

また、法第 22 条第 13 項及び第 14 項並びに条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、命令を受けた者の氏名及び住所、空家等の所在地、管理不全状態の内容並びに命令の内容を本日から公示(市役所の掲示場に掲示、京都市インターネット版公報への掲載及び本件空家等への標識設置) します。

1 空家等の概要

(1) 空家等の所在地 (別紙参照)

京都市中京区河原町通三条下る二丁目山崎町 258 番 30 (家屋番号 45 番)

(2) 命令を受けた者の氏名及び住所

秦 善晴

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 261 番地の 2

(3) 命令の内容

ア 措置の内容

当該特定空家等の除却又はこれに相当する措置

イ 措置の期限

令和 6 年 11 月 5 日